

# 津波判断に憤り

## 原発避難者訴訟いわき判決

### 「東電の責任軽視」

「津波到来の現実的な可能性はない」という認識は、著しく合理性が欠けると言えない」。二十二日に地裁いわき支部で言い渡された東京電力福島第一原発事故を巡る避難者集団訴訟の判決に、原告や関係者は「不当判決」と憤りの声を上げた。

#### 原発賠償

判決では国の指針を上回る追加賠償の必要性を認められた。東電の津波予見可

性は認められたが、原告団の表情は晴れなかつた。東電の津波予見可能性を認めたものの重

い過失はないと判断され、慰謝料の増額につながるならなかったためだ。

原告団長の早川篤雄

さん(左)は「東電の責任を極めた東電の責任を極めて軽視するもの。賠償額も被害の実態に合っていない」と語気を強めた。

原告側の小野寺利孝弁護士は「加害と被害の

を明らかにするため、原告団全七十七世帯のうち遠方の二世帯を除く七十五世帯の尋問を行った。

原発事故後の実情を裁判官に理解してもらおうと、二〇一六(平成二十八)年には双葉町や楢葉町などで計三

裁判官が実際に各地に出向いたが、認められた「ふるさと喪失」慰謝料は請求額と大きな開きがあった。

原告団事務局長の金井直子さん(左)は「被災地の裁判所

は「被災地の裁判所だからこそ、被災者の気持ちを分かってくれ

は弁護団から判決内容について説明を受けた。納得のいかない内容に、うつむく人や顔を覆う人もいた。



原発避難訴訟の判決を受け、報告集会で顔を覆う男性(中央)